

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第八項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録の廃止の届出があった。

令和三年四月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

廃止する登録検査機関	名 称	安芸高田アグリフーズ株式会社
	主たる事務所の所在地	安芸高田市八千代町土師六七番二号
廃止年月日		令和三年三月三十一日
廃止する理由		検査業務を行わないため